

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	----- KC-767及びE-767 航空機用部品（カタログ製品）	C&LPS-A165001-1
		大臣承認 平成 年 月 日
		作成 平成29年 4月11日
		改正 平成30年 3月22日
作成部隊等名	補給本部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用するKC-767及びE-767航空機用部品のうち、市販のカタログ製品（以下、“製品”という。）の調達について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00003の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1 カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって、当該製造会社名等と品名、形式等を指定することにより、製品の品質、形状、性能その他必要事項が確定できる製品をいう。

1.2.2 装備品基準適合証

航空法10条第4項第1号の基準に適合することを証明する書類。航空法施行規則第18号様式（第41条関係）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-A00004 航空機用部品包装共通仕様書

品 名	KC-767及びE-767航空機用部品（カタログ製品）
-----	-----------------------------

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

C&LPS-Y00003 装備品等（輸入）共通仕様書

b) 法令等

航空法（昭和27年法律第231号）

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）

2 調達品等に関する要求

製品に関する要求は、調達品目表に指示するほか、次による。

なお、調達する品目及び数量は、調達品目表による。

2.1 一般事項

この仕様書で調達される製品は、製造会社の規定する仕様及び社内規定により、KC-767及びE-767航空機用部品として十分な機能・性能を有し、その品質が保証されたものでなければならない。

2.2 構造・形状・寸法・質量

製造会社の規定する仕様及び社内規定による。

2.3 機能・性能

製造会社の規定する仕様及び社内規定による。

2.4 塗装

製造会社の規定する仕様及び社内規定による。

2.5 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007の2.4による。ただし、必要としない場合は、調達品目表による。

3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、C&LPS-A00004による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次による。ただし、必要としない場合は、調達品目表による。

a) 類別原資料 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。

b) 取扱説明書 取扱説明書は、C&LPS-Y00007の4.1.2による。

c) 装備品基準適合証又は検査合格タグを1部製品に添付する。

品 名	KC-767及びE-767航空機用部品（カタログ製品）
-----	-----------------------------